

平成 23 年 3 月 16 日

社会福祉協議会による支援活動の実施

3 月 15 日（火）、全社協において都道府県・指定都市社会福祉協議会の代表者（各ブロックの代表者）会議を開催し、全国社会福祉協議会（社協）組織が一体となって被災地支援に取り組むことを確認するとともに、以下のとおり、当面の被災地支援方針を決定しました。

- ・ 被災地の県社協支援のため、直ちに全国から社協職員の応援派遣を実施する。
- ・ 派遣先は、とくに被害が甚大な岩手県、宮城県・仙台市、福島県とし、各縣市へ数十名とする（予定）。
- ・ 派遣職員は、被災地における災害ボランティア活動の支援をはじめ、民生委員・児童委員、福祉施設との連絡調整にあたる。